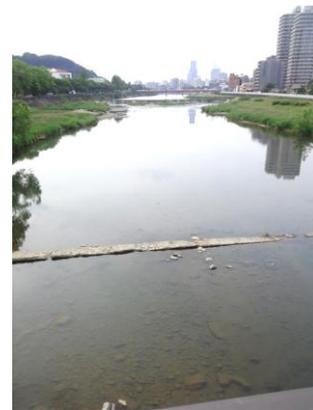


今年も若アユが、海から広瀬川に遡上してきました。広瀬橋の下で12センチ程のアユが魚体をひねりながら石苔を食べています。仙台市の「広瀬川の清流を守る条例」（昭和49年制定）に、アユが生息できる水質基準を定め、アユをはじめ、多種多様な水生生物、鳥類、植物が生息する環境を保全し、さらに市民の川として河川文化を次代につなぐ市民行政協働の責務が明示されました。当時の島野市長の強い意志を感じます。



(広瀬橋から上流を望む)

今、注目すべきは、昨年の津波や原発事故による広瀬川の影響です。市民の「水がめ」として、行政や学術など関係機関からの情報提供を促したいと思います。

次には、今後、市の象徴である広瀬川が、河川管理（治水・利水・環境）について、適正、合理的に為されるか否かです。地方分権と河川管理権限移譲は、分権と同時に市条例の趣旨とする協働の川づくりに避けて通れない課題です。関係行政と市民を交えた協議は必要です。

広瀬川及び流域の河川管理は、国、県、市の担当部局が複雑にからみ、管理上の問題や行財政の改善が指摘されてきました。河川行政は、市民にとって安全で、豊かで、環境に配慮することが命題です。しかし利水、環境に至っては、さほど改善されていません。今後、よりよい川づくりのため、課題は大きくとも、河川の一体管理について、市民の目線から合理的な河川管理を可能とする論議を始めなければならないと思います。

さて、5/25に定時総会が終了し、新年度がスタートしました。各位の協力の下で市民協働の活動を展開してまいります。どうぞよろしくお願い致します。



郡山堰下流 (6/05 湯水)

天候などにより、下記予定が変更される場合があります。掲示板でご確認願います



<予定> (6~8月)

- 6/09 (土) 10:00 ~ 広瀬橋地区清掃
- 7/07 (土) 19:00 ~ 旧策川 大野田ホタル観察会
- 7/08 (日) 8:00 ~ 大橋下流 伊達名誉会長「アユの会」
- 7/14 (土) 10:00 ~ 広瀬橋地区清掃
- 8/11 (土) 10:00 ~ 広瀬橋地区清掃
- 8/20 (月) 15:00 ~ 広瀬川灯ろう流し 協力
- 8/25 (土) 8:00 ~ 八本松河原「政宗さんの川狩り」

定時総会の報告 5/25午後7時パル長町1階

23年度事業報告並びに決算報告・24年度事業報告並びに予算・役員改選の件が審議され、すべての議案が承認されました。会長からは、今年で12年目を迎え、活動の停滞化が懸念されることから、現在までの活動を振り返り、地域間の連携、特に近隣の学校、団体等との連携参加により、新たな活動の活性化計画を強調しました。さらに、藩祖政宗公の河水千年のまちづくりに対する思いを忘れず、広瀬川の清流を守る活動について、語り合うことの重要性を説いていました。懇親会は、賑やかな雰囲気の中で川に関すること以外にも話が弾み、コミュニケーションの機会となりました。二次回は、会長宅を会場に、深夜まで今後の活動について話が弾みました。

NPO法人広瀬川の清流を守る会

☎022-247-6522 ☎290-3205 ✉info@hirosegawa.com URL www.hirosegawa.com

〒982-0011 仙台市太白区長町1丁目2-16-201 (昭和宅建内)